



宮 崎 県 公 報

平成22年11月 1 日 (月曜日) 第 2231 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則…………… (市町村課) 1	
○宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の 一部を改正する規則…………… (障害福祉課) 1	

告 示

○民有林の保安林の指定 (5 件) …………… (自然環境課) 4	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数…………… 5	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数…………… 5	

規 則

宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則をここに公布する。
平成22年11月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第42号

宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則 (趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年宮崎県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第2条 条例第4条の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第 334号）によるものとする。

（本人確認情報の利用及び提供の状況の公表）

第3条 条例第5条の規定による本人確認情報の利用及び提供に関する状況の公表は、毎年4月から翌年3月までの期間に係る本人確認情報の利用及び提供を行った事務の区分並びに利用及び提供した本人確認情報の件数を取りまとめ、これをインターネットの利用により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年11月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第43号

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年宮崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(加入等の申込み) 第4条 [略]	(加入等の申込み) 第4条 [略]
	2 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定により本人確認情報（同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を利用することができるときは、加入申込者は、前項第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。
2・3 [略]	3・4 [略]

<p>(脱退一時金の給付) 第11条の2 [略]</p> <p>2 知事は、前項の脱退一時金給付請求書の提出があった場合において、脱退一時金の給付を決定したときは、脱退一時金給付決定通知書（別記様式第22号）を当該脱退一時金給付請求書を提出した者に交付する。</p> <p>(届出) 第13条 [略] 2 [略]</p>	<p>(脱退一時金の給付) 第11条の2 [略]</p> <p>2 第4条第2項の規定は、前項の給付について準用する。この場合において、同条第2項中「加入申込者は、前項第1号に掲げる書類」とあるのは「<u>条例第12条の2第1項の規定により脱退一時金の給付を受けようとする者は、第11条の2第1項第1号及び第2号に掲げる書類</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の脱退一時金給付請求書の提出があった場合において、脱退一時金の給付を決定したときは、脱退一時金給付決定通知書（別記様式第22号）を当該脱退一時金給付請求書を提出した者に交付する。</p> <p>(届出) 第13条 [略] 2 [略] 3 第4条第2項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第2項中「加入申込者は、前項第1号に掲げる書類」とあるのは「<u>条例第16条第4項の届出をする者は、年金受給権者に係る住民票の写し</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	--

別記様式第1号中 「 1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し を 「1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し（知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により本人確認情報に改める。報を利用することができるときは、当該住民票の写しを省略することができる。） 」

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第21号（第11条の2関係） [略] (添付書類)</p> <p>1 加入者の住民票の写し（加入等承認通知書に記載され、又は知事へ届出（変更の届出を含む。）をしている氏名（以下「届出氏名」という。）と住民票に記載された氏名が異なる場合にあっては、戸籍の抄本）</p> <p>2 制度加入障害者の住民票の写し（届出氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあっては、戸籍の抄本）</p> <p>3 [略] [略]</p>	<p>様式第21号（第11条の2関係） [略] (添付書類)</p> <p>1 加入者の住民票の写し（加入等承認通知書に記載され、又は知事へ届出（変更の届出を含む。）をしている氏名（以下「届出氏名」という。）と住民票に記載された氏名が異なる場合にあっては、<u>戸籍の抄本</u>。なお、<u>知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により本人確認情報を利用することができるときは、当該住民票の写しを省略することができる。</u>）</p> <p>2 制度加入障害者の住民票の写し（届出氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあっては、<u>戸籍の抄本</u>。なお、<u>知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により本人確認情報を利用することができるときは、当該住民票の写しを省略することができる。</u>）</p> <p>3 [略] [略]</p>

別記様式第29号を次のように改める。

様式第29号 (第13条関係)

年金証書番号

年 金 受 給 権 者 現 況 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(本人又は
年金管理者) 氏 名 ⑩
(電話番号 - -)

次のとおり現況をお届けします。

年 金 受 給 権 者	氏名	男 ・ 女	生年月日	年 月 日
	住所			
	現況	施設入所等の有無		年金管理者の有無
		1 (1) 施設入所 種類 (2) 入院 (3) 在宅 (4) その他 2 (1) 特別支援学校 (2) 特別支援学級 (3) 就労	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他 () 2 無	

- 記入上の注意
- (1) 「現況」の欄は、年金受給権者、年金管理者が記入しがたいときは、市町村役場等で記入して差し支えありません。
 - (2) 「施設入所等の有無」の欄について、1の欄は、必ずいずれかを○で囲み、2の欄は該当する場合のみ○で囲んでください。
 - (3) 本人又は年金管理者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

添付書類 年金受給権者の住民票の写し（年金給付決定通知書に記載され、又は知事へ届出（変更の届出を含む。）をしている氏名と住民票に記載された氏名が異なる場合にあつては、戸籍の抄本。なお、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により本人確認情報を利用することができる場合は、当該住民票の写しを省略することができる。）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（用紙に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 765号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年11月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字酒谷字向田乙 881（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 766号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年11月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字吉野方字瀬田尾ケ野 973、976から 985まで、986-イ、986-ハ
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字瀬田尾ケ野 983・984・986-イ（以上 3 筆について、次の図に示す部分に限る。）、973、976、977、979、980
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 767号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年11月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字吉野方字平鈴5597- 2（次の図に示す部分に限る。）、5595-イ-1、5596、5603、5604
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字平鈴5595-イ-1（次の図に示す部分に限る。）、5597-2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 768号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年11月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字吉野方字宮ノ窪上ノ原 10188-イ・10203（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、10178-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 769号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年11月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字三田井字御塩井 971- 4

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 立木の伐採を禁止する。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年10月11日現在次のとおりである。

平成22年11月 1 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,695人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 222,452人

宮崎県選挙管理委員会告示第 117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成22年10月11日現在次のとおりである。

平成22年11月 1 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

西臼杵郡選挙区 6,519人